

# 労働時間法制の見直し

- ＜日本再興戦略＞
- 労働時間法制の見直し
  - ・ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を中途に結論を得る。

## 1 趣旨

- 中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率(50%以上)について、平成20年労働基準法改正法(平成22年4月1日施行)に定める3年後見直し検討の時期が到来。
- 同時に、産業競争力会議において、企画業務型裁量労働制をはじめ、労働生産性向上や事業運営の柔軟・弹性化を図る観点から、労働時間法制の見直しが求められ、上記のとおり審議決定。
  - ⇒ これらの問題について、労働政策審議会において総合的に議論していく。

## 2 経過とスケジュール

- 9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。
- 10月30日に時間外労働・休日労働等の実態把握調査の結果を報告。
- データ分析結果に基づく議論は年内で一巡 ⇒ 26年1月から具体的な議論へ。

## 3 検討内容

- 中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率について
- 企画業務型裁量労働制の在り方
- フレックスタイム制の在り方
- その他、労働時間法制に関する問題

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的  
推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(平成  
25年法律第99号)の概要(労働契約法関係部分:抄)

改正内容

○労働契約法の特例(※大学教員等任期法もあわせて改正)

- ・ 大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニスト  
レーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長。
- ・ 民間企業の研究者等で、大学等及び研究開発法人との共同研究に専ら従事  
する者も、上記と同様の扱い。
- ・ 上記の者の雇用の在り方につき、今回の改正法の施行状況等を勘案して検  
討を加え、必要な措置を講ずる。

施行日

○平成26年4月1日

# 「多元的で安心できる働き方」の導入促進

## 背景

- 正規・非正規の二極化を解消し、雇用形態にいかわらず、労働者の希望に応じて、安心して生活できる多様な働き方を実現するため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「多元的で安心できる働き方」の導入を促進することが盛り込まれた。
- このため、平成26年度において、職務等に着目した「**多様な正社員モデルの普及・促進を図るために、事例収集、雇用管理上の留意点(有識者懇談会で整理、取りまとめ)、海外調査結果等の周知啓発等を行う。**

## 取組概要

### 基準局

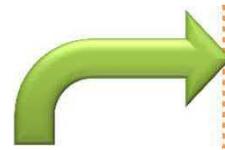
#### ○「多様な正社員」に関する事例収集

- ・採用時からの職務を限定した無期契約社員等に関する事例など
- ・企業、労働者に対するアンケート調査、企業に対するヒアリング

#### ○有識者懇談会の開催

- ・多様な正社員導入にあたっての雇用管理上の留意点の整理

- ・好事例集
- ・留意点パンフレット



### 安定局

#### ○「多元的な働き方」に係る

#### 海外実態調査(ジョブ型の働き方)

- ・欧米各国の社会全体における職業意識や雇用慣行などの実態調査

- ・調査報告
- ・事例集

## 取りまとめた成果の周知・啓発等

#### ○企業向けセミナーの開催

(47都道府県労働局)

#### ○個別企業等に対する周知・啓発及び意識調査

#### ○ホームページの更新、運営



## 国家戦略特区における規制の特例措置（雇用関係）の概要

- 特区内で、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が優秀な人材を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できるよう、以下の規制改革事項の趣旨を盛り込んだ国家戦略特別区域法案について、12月6日に臨時国会で成立。

### (1) 雇用条件の明確化

- ・ 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することができるよう、「雇用労働相談センター（仮称）」を設置する。
- ・ 裁判例の分析・類型化による「雇用ガイドライン」を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。
- ・ 本センターは、特区毎に設置する統合推進本部の下に置くものとし、本センターでは、新規開業直後の企業及びグローバル企業の投資判断等に資するために、企業からの要請に応じ、雇用管理や労働契約事項が上記ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的な事例に即した相談、助言サービスを事前段階から実施する。

### (2) 有期雇用の特例

- ・ 新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で重要な有期労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、
  - ①無期転換申込権発生までの期間の在り方、
  - ②その際に労働契約が適切に行われるための必要な措置
- 等について、全国規模の規制改革として労働政策審議会において早急に検討を行い、その結果を踏まえ、平成26年通常国会に所要の法案を提出する。

労働基準局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
資料全般	労働条件政策課	企画係	嶋田、岡本、東川	5383・5353